

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷KK

福生町広報

貯蓄増強運動

うっかりつかわず

しつかり貯金



夜 の 神 明 社 (福生産業写真展から)

12月の

広報のよみ

△人權週間(四日～十日)世界人權デー(十日)を中心に、自由人權思想の啓発宣伝をはかる。(法務省)

△犯罪予防国際会議終る(七日)会議の成果を周知し、犯罪なき明るい社会の実現を期する。(法務省)

△雇用促進旬間(一日～十日)公共職業安定所における、求人求職の実情や失業保険について周知し、国民生活の安定に役立てる。(労働省)

△歳不たすけ合い運動(十五日～)生活困窮者に少しでも明るい正月を迎えてもらうために。(厚生省・NHK)

△引揚げ援護「愛の運動」(十五日～三十一日)引揚者や留守家族を慰しや、激励して、更生援護の強化をはかる。(厚生省)

△年末の火災防止(火災防止週間に引続いて三日～三十一日)気ぜわしい年の暮、おろそかになり易い火の始末について、注意を喚起する。(国家消防本部)

△野鳥に巣箱を(一日)(文部省)

△年末年始特別警戒(一日～一月十五日)(警視庁・海上保安庁)

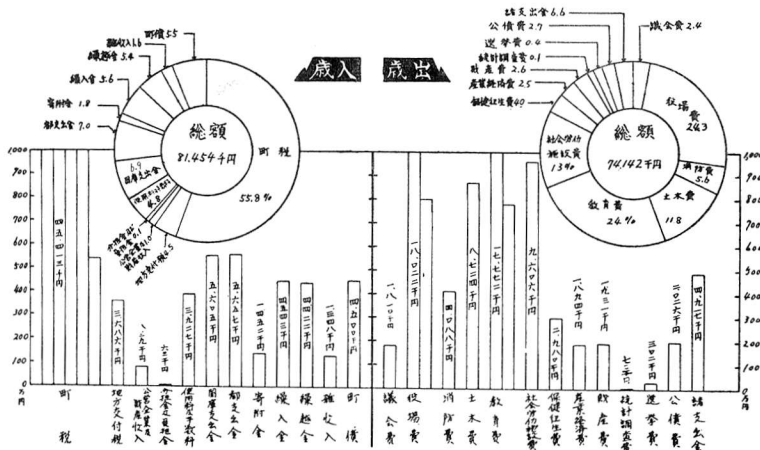
△クリスマス電報・年賀電報の受付開始(十日)(電々公社)

△年末郵便物の早期差出勧奨(一日～)(郵政省)

一 般 会 計

昭和31年度決算

歳入決算額 81,454,437円
 歳出決算額 74,142,008円
 差引残額 7,312,429円



町 税 45,412,792円

町 民 税 14,347,444円
 固 定 資 産 税 18,477,532円
 たばこ 消 費 税 5,441,410円
 電 気 ガ ス 税 4,003,517円
 諸 税 3,142,889円

歳 入 4,384円
 歳 出 3,990円
 町 税 2,429円
 町 一 人 当 金 民 額

特 別 会 計

歳 入 歳 出

口帳手収金 8,390千円 口帳支出金 2,140千円 その他収入 1,363千円	歳入 11,893千円 国民健康保険 歳出 11,253千円	保険給付費 9,532千円 役員費 1,238千円 その他支出 483千円
使用料手数料 4,868千円 繰入金 2,000千円 町債 3,000千円 員租金 3,000千円 その他収入 6,64千円	歳入 19,332千円 上水道事業 歳出 18,640千円	新管収集費 13,063千円 役員費 1,728千円 維持管理費 1,229千円 繰上充用金 2,295千円 その他支出 326千円
預収金 6,947千円 利息収入 768千円 その他収入 1,749千円	歳入 9,464千円 公益質屋事業 歳出 9,183千円	事務所費 3,41千円 貸付金 7,254千円 その他支出 1,588千円

議 會 報 告

と畜場使用条例を制定

水道起債は一、五〇〇万円

第三回福生町議会定例会は十月二十九日午後一時より開かれ、水道施設事業起債の専決処分五件の議案と全駐留軍労働組合東京地区横田支部よりの請願書が審議され、その決議が通過し、その一、町営住宅建設工事請負契約契約金額 四百六十万円、請負業者 田中興業K、その二、補助町道第五号線道路改修工事請負契約契約金額 八十五万円、請負業者 富士見建設、その三、福生町営と畜場配水管布設工事資材供給契約契約金額 四十三万三千九百四十円、請負業者 三三機工K、供給者 太三機工K、指定寄附受領について

一、水道施設事業起債の専決処分報告。
昭和三十一年度水道拡張事業費二千五百九十万円に対し一千五百万円起債長期借入金が許可され、書類手続上議決を得る暇がない。

二、畜場使用条例を制定
一、五〇〇万円

三、町営住宅建設工事請負契約契約金額 四百六十万円、請負業者 田中興業K、その一、町営住宅建設工事請負契約契約金額 四百六十万円、請負業者 田中興業K、その二、補助町道第五号線道路改修工事請負契約契約金額 八十五万円、請負業者 富士見建設、その三、福生町営と畜場配水管布設工事資材供給契約契約金額 四十三万三千九百四十円、請負業者 三三機工K、供給者 太三機工K、指定寄附受領について

一、福生町と畜場使用条例制定について
十二月月中旬に開場を予定されたい町営と畜場のと畜料等について条例を可決した。
と殺解体料
1牛馬一頭につき四百円
2 鴨、羊 // 二百二十円
3 山羊 // 五十円

町営住宅完成へ

入居は年内に

町営住宅の建設については、昭和二十八年以来既に百五十戸が建設され、住宅難の緩和に役立つてきたが、本年度においても国庫補助金二百六十万円、都補助金百三十万円、町補助金百六十万円等を得て福生中学校上の高台に建築中であるが、近く完成する予定で、年内には入居できるよう準備が進められている。

本年度建設された住宅は木造平家建てで、十坪のもの六戸、十坪半のもの七戸、十二坪のもの二戸の十五戸である。



(工事中の町営住宅)

基地関係離職対策

特別委員会を設ける

駐留米軍の早期撤退により基地の閉鎖、縮小がなされ基地労働者の解雇は全国的に数万人を数え、大きな社会問題となっている。

これについて町議会内に離職対策委員会を設け、国及び都に対して積極的働きかけをされたいという「全駐留軍労働組合横田支部」よりの請願を採択し、次の通り「基地関係離職対策特別委員会」を設置し委員を選出した。

委員長 西村 光人
副委員長 山下 幸三
委員 石川 信義
森田 喜一
中西 虎蔵
石川 信義
森田 喜一
中西 虎蔵



今月の納税
固定資産税 第4期
都市計画税
12月 28日まで

▽歳末たすけあい運動△

今年も生活困窮者の越冬、越冬対策の一環として一般家庭より「たすけあい品」を持寄り、これを生活困窮者及び老人児童に贈り、越冬、越冬の一助にすると共に社会福祉の増進とその昂扬を図るため歳末たすけあい運動が実施され

余剰又は不用の衣類、履物その他日用品を持寄り気持よく、これら生活困窮者及び老人児童に贈り、越冬、越冬の一助にすると共に社会福祉の増進とその昂扬を図るため歳末たすけあい運動が実施され

自衛官採用

陸・海・空

受付	11月20日～1月11日
年齢	18才～25才未満
試験	33年1月・入隊33年3月末
待遇	2等 陸海空 士・服支給 給約6,200円

試験場・澁谷・足立・江東・練馬・立川

話の洗濯代
たね 二万二千元

N氏の計算によると、五人家族の一日平均の洗濯量は二キロ、年に七百キロで象一頭分だそうだが、布の面積は百坪、二十七年の総面積は二百坪で、これは丸ビルの総坪数にあたる。カローリーに換算すると、一日二時間ずつとして三百カローリー、米六百分。年に二斗二升、一升六分として二万二千円の損失と云うことになる。これで洗濯機を買うという洗濯機の広告めく。しかし、あわててはならない、一日六回の減食できまじい。洗濯、もうけにはならないというはなし。

★夜間常備消防

火災の季節を控へ福生町消防団では、毎年実施している夜間常備消防部を設置することとなつた。

設置される期間は十二月一日より翌年三月末まで、指揮者以下六名を以て編成され、毎夜八時三十分から翌朝六時まで役場に待機し

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

道路補修工事すゝむ

地元の協力を感謝

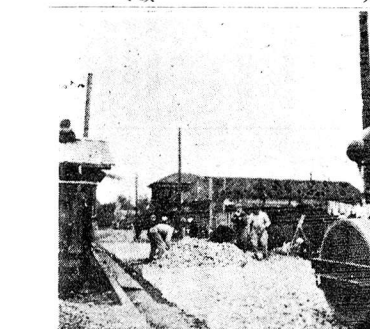
地元関係者から熱望されていた牛浜駅前、及び松の湯前の舗装工事は関係者の絶大な協力により、ついに次のように完成された。

牛浜駅前通り舗装工事 簡易舗装 四一九〇〇〇円 総工費 四一九〇〇〇円

(地元寄附金一五〇〇〇〇円) 松の湯前通り舗装工事 L型測溝 一一六米 簡易舗装 一一六〇〇〇円

(地元寄附金二〇〇〇〇〇円) 総工費 四〇〇〇〇〇円

また本町六町内を通る補助町道第五号線の改修工事も十二月下旬完成の予定で施工されているが概要は次の通りである。



(五号線改修工事)

L型測溝 二五三米 二五三米

一、簡易舗装 二五三米
二、補助金 二五五〇〇〇円
三、総工費 四〇〇〇〇〇円
四、地元寄附金 一四〇〇〇〇〇円

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

火の用心

火災の通報を受けると直ちに出勤消火に当るもので、毎年この季節に多発される夜間の火災に対し被害を最少限に止めようとするものである。

広告物の設置は許可が必要です

最近広告物の増加が著しく、そのため都市の美観や、田園の風致が損れ、住宅文教地区等にも悪影響があるの、「東京都市屋外広告物条例及び施行規則」が改正され、広告物の設置しようとするものは知事の許可を受けなければなりません。又次のようなところは

- 一、建築基準法により指定された住居専用地区、美観地区、古墳、墓地、火葬場及び猪俣場並びに社寺、仏堂及び教会の区域内。
- 一、国又は公共団体の管理する公園、緑地、運動場、河川、堤防敷地、橋台敷地等。

農地を保全、確保するための

近年農地の潰廢が著しく隣接する農作物に被害を与えるようなことになり、或は日常交際している者に隣地の竹木のため作物の被害を防ぐ様申し込むことは出来がたいと思ひますので、福生町農業委員会は次の様な申し合せ事項を作りました。農地を保全確保する見地から農地の転用者及びその土地所有者は充分な注意を払うようお願いいたします。

- 一、建築敷地と農地との境に恒根等を設ける場合には境界より〇・五米以上離し、高さ一米以下とする。但し、隣接敷地が自作地のとときはその所有者、自作地のとときはその小作人及び所有者の同意を得れば境界上土柵を設けても差し支えます。
- 二、建築物と隣地境界線との距離は建築基準法に規定されている距離を厳守すること。
- 三、農地に接し井戸、用水溜又は肥料溜を設けるには境界より六尺以上離すこと。
- 四、隣地の竹木の枝が境界線をかこえるときは、農地の耕作

この調査は統計法によつて個人や事業所の秘密は完全に保護されて居りますので、税金その他申告者の不利益になる様な調査は絶対にありません。調査員がお伺いの際は安心して御申告下さいの様、御願ひ致します。

者は、竹木の所有者其の枝を切るよう勧告し、応じないときは農業委員会で幹旋する。

統計調査に協力を

この度、十二月三十一日現在で全国の製造工業の事業所について、工業統計調査及び中小企業総合基業調査の二統計調査が実施される事にむりました。

十二月一日現在の町人口

世帯数	四・六五三
男	九・五四二
女	九・九一八
計	一九・四六〇